

第6回要望と回答 ①立地制約 ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

参考資料 1

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1	①	国有林・森林法（保安林解除・作業許可及び林地開発）手続における横断的な事務局・窓口等を設置していた。	国有林・森林法（保安林解除・作業許可及び林地開発）手続における横断的な事務局・窓口等の設置	立地地点が森林内の尾根線付近（国有林・民有林・県や行政管轄境界等）への計画が増えており、森林法（林地開発、保安林作業許可・解除等）、国有林野関係法令手続に伴う協議が複雑化・長期化している。要因としては、これらの手続に関わる管轄審査当局がそれぞれ異なっており（スライドp.9参照）、合同協議・審査の枠組を構築していただくだけで、事業者は相当な時間と労力を要している。保安林区区分により都道府県または国と協議することとなり、森林管理署・局から同意が得られた後に、都道府県からの指摘で申請内容を修正することもあり、手戻りが発生し、結果として標準の手続き期間を超過してしまう状況にある。その後、仮に関係当局集めた統一協議の枠組みが構築されたとしても、その会議自体の日程調整がなかなか取れない。次の協議まで2〜3か月待たされるなど、半年1年すぐには経てしまう。またこれら相談・協議は環境アセスメント手続と併行で扱ってもらえないケース（準備書、評価書手続が進まないと言ってもらえない等）がある。	農林水産省	ご指摘のそれぞれの制度に関する権限は、林地開発許可、保安林の作業許可等は都道府県等、国有林野の保護林の設定等は国が有しています。民有林と国有林では担当する事務の権限が異なることから、申請窓口は、林地開発許可、保安林の作業許可等は都道府県等、国有林の保護林等は国が行っています。	森林法第10条の2等	対応/対応を検討	申請窓口等について、都道府県及び国有林の担当部署の連絡先を令和2年3月末にホームページで公表しました。また、民有林と国有林とにまたがる場合は、双方の窓口間の連絡を密にすることで、審査の効率化を図るようマニュアルの整備と合わせて令和3年6月までに指導してまいります。さらに、窓口担当者が円滑に相談に対応できるよう、民有林と国有林の行政官向けの共通の制度集の整備を検討しています。また、農林水産省における各種手続きについて、本年度から農林水産省共通申請サービスによりオンライン化に向けた取組を行っており、令和3年度に実装作業を行う方向で検討しています。
2	①	風力発電所建設用アクセス道路について「公益上の理由による」保安林解除	風力発電所建設に必要なアクセス道路を保安林解除する際、アクセス道路については「指定事由の消滅による解除」ではなく「公益上の理由による解除（別表にて国等以外の者が実施する事業に追加）」としていただくと共に、その相当面積については代替保安林等の代替措置を求めないこととしていただきたい。	-	農林水産省	風力発電所建設に必要なアクセス道路については、保安林の指定を解除し整備する方法と、森林の施業・管理に必要な道路として森林所有者と協定を結ぶことなどにより作業許可で整備する方法があります。	森林法第26条、26条の2、34条等	対応を検討	現場の事業者からは、アクセス道路について森林施業等に役立つ場合は作業許可で実施できるよう要望をいただき、これまでその方向で対応しています。今回の要望については、そのような現場の実態を踏まえ、改めて協会と相談させていただきたいと思っております。
3	①	国及び都道府県の環境林整備等の補助事業の補助事業地の対象地が、マップでの管理がなされていない場合があり、且つマップ化されていたとしても開示が行われない場合がある。そのため、一筆ずつの照会をかける必要があり、確認に多くの時間を要する。また、補助事業地として設定されている場合、一筆全てが施業されているわけではなく、一部のみの施業であった場合は、転用・使用が可能となるケースがある。しかし、施業の実態が管理されていない場合、現地調査により判断する必要があり、きわめて時間がかかることとなる。以上より、国及び都道府県の環境林整備等の補助事業地に係る情報を早期に整理し、求めに応じて開示していただきたい。なお、情報管理と合理化（行政負担減）の観点から、当該情報の整理及び開示に際してはシステム化を志向することが望ましいと思料。	補助事業地の対象地が、マップでの管理がなされていない場合があり、且つマップ化されていたとしても開示が行われない場合がある。そのため、一筆ずつの照会をかける必要があり、確認に多くの時間を要する。また、補助事業地として設定されている場合、一筆全てが施業されているわけではなく、一部のみの施業であった場合は、転用・使用が可能となるケースがある。しかし、施業の実態が管理されていない場合、現地調査により判断する必要があり、きわめて時間がかかることとなる。以上より、国及び都道府県の環境林整備等の補助事業地に係る情報を早期に整理し、求めに応じて開示していただきたい。なお、情報管理と合理化（行政負担減）の観点から、当該情報の整理及び開示に際してはシステム化を志向することが望ましいと思料。	-	農林水産省	民有林（私有林）における森林整備事業は、主たる事業実施主体である森林所有者や森林組合に対して都道府県が補助を行い、当該都道府県に対して国が補助するという間接補助の形をとっています。個別の事業地の情報は森林所有者の私有財産に係る情報であり、その情報を発電事業者等に提供できるか否かについては、各都道府県が個人情報保護等の観点も踏まえ個別に判断することとなります。なお、環境林整備等の補助事業地が地図で管理されていないという問題については、森林資源や補助事業の管理の観点からも重要だと認識しており、都道府県においては地籍調査の進捗等とあわせて、森林GIS上で管理される森林計画図の精度向上に取り組みしており（自治事務）、国としても一部支援をしているところです。さらに、森林整備事業の申請・検査については、これまで紙媒体での提出を求めている位置図・施業図等についてドローンによるデジタル画像データ等を用いることも可能とするなど、都道府県の森林GIS等と連携しやすい仕組みとなるよう取組を進めています。	なし	その他	都道府県におけるGISや森林整備事業のデータ整備やデータ連携などデジタル化の取組を推進します。また、森林所有者への説明・同意取得等をする過程で補助事業の実施状況を確認すること等も可能と思われる、具体的な支障について共有いただければ、どのような対応が可能か検討してまいります。
4	①	地熱発電拡大に向けた温泉法に係る要望（離隔距離規制）	地熱井掘削に関する離隔距離規制については、坑口間や坑跡全長間ではなく、地熱貯留層を管理できる抗底間（熱水採取区間）で统一的に規制すべき。また、同一地熱事業者内では、地熱貯留層を一律で管理することが可能なため（取り過ぎれば事業が継続できない）、離隔距離規制を撤廃すべき。なお、温泉保護のため温泉事業者と地熱事業者とは、十分な距離を確保する前提。	地域によっては、坑口や坑跡全長間で離隔距離を求められるケースがあるが、その場合各々に掘削基地が必要になり、コスト増につながるだけでなく、改変面積増加による環境への影響も懸念される。従って、坑口や坑跡全長間で離隔距離規制をかけることを禁止し、抗底間（熱水採取区間）にのみ離隔距離規制をかけることで、環境への影響を抑えながら、地熱開発促進を図ることが可能となる。なお、坑口間で規制をけなかつたとしても、傾斜掘削を行うことにより、実際に熱水を採取する抗底間にて一定距離以上を確保することは可能。	環境省	温泉法は温泉の保護等を目的とし、温泉のゆう出目的の掘削を都道府県知事の許可制としています。各都道府県は、独自に要綱等により温泉保護地域の設定、既存源泉との距離規制、揚湯量の制限等、近隣源泉への影響に配慮しつつ、地域特性を活かした温泉資源の保護と利用の取組を行ってきています。環境省では「温泉資源の保護に関するガイドライン（改訂）」において、「新たに温泉の掘削等を行う場所と既存源泉との距離が、既存源泉の湧出量等に影響を及ぼす科学的根拠に基づき合理的と判断できる距離である場合には、掘削等を不許可とすることが可能である」としています。一方で、地熱開発の生産井で行われる大深度の傾斜掘削に対しての考え方は示していません。	温泉法第4条第1項	対応	都道府県の掘削許可等は自治事務であり、地域の地質の構造、泉脈の状態又は周辺での温泉の開発状況等に応じて都道府県が判断しております。ご提案を踏まえ、地熱開発の生産井で行われる大深度の傾斜掘削に対する離隔距離規制や本数制限等について、科学的な知見を踏まえて考え方を示すこととし、都道府県等の意見聴取、実態把握、有識者による検討を経て、9月末を目処に方向性について結論を得て、「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」に反映します。
5	①	地熱発電拡大に向けた温泉法に係る要望（土地所有者の同意取得）	坑跡上の地権者同意取得を簡素化するため、一定深度以下の地権者同意取得の不要とすべき。	地域によっては、坑跡上の全ての土地所有者の同意の取得を求められているが、共有地の場合や土地所有者が死亡している（相続人の同意取得が必要）場合、同意取得に時間とコストを要し（相続人の調査（相続されていない場合もある）含む）、地熱開発の大きな障害（開発の長期化及び開発断念への影響）となっている。国有林野については、25m以深は国有林野の貸付申請対象外としており、温泉法においても一定深度以下の地権者同意取得は不要とし、地熱開発を促進すべき。 （参考） ・国有林野の管理経営に関する法律：25m以深は国有林野の貸付申請対象外 ・鉱業法：鉱業権は50m以深に対して設定可能（地権者の権利が及ばない） ・大深度地下の公共的使用に関する特別措置法：40m以深は地下利用可能	環境省	温泉法第3条では、掘削の許可を受けようとする者は、掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を有する者でなければならずとしております。温泉の掘削は原則として、土地所有に基づくものであり、かつ、民法207条において土地所有権は土地の上下に及ぶものとされています。	温泉法第3条	その他	民法上認められている土地所有者の権利を守りつつ、同意取得の手続きの簡素化（所有者不明土地等の取扱い）については他の再エネ利用における検討状況も踏まえて検討いたします。
6	①	地熱発電拡大に向けた温泉法に係る要望（掘削本数制限）	掘削の本数制限については、撤廃すべき。	地域によっては、掘削の本数に制限がかけられているケースがあるが、(1施設2坑井等)、掘削本数に制限があると、資源量に見合った適正かつ効果的な開発ができない（2本の場合は地熱開発ができない）ため、撤廃すべき。	環境省	温泉法は温泉の保護等を目的とし、温泉のゆう出目的の掘削を都道府県知事の許可制としています。各都道府県は、独自に要綱等により温泉保護地域の設定、既存源泉との距離規制、揚湯量の制限等、近隣源泉への影響に配慮しつつ、地域特性を活かした温泉資源の保護と利用の取組を行ってきています。掘削の本数については、温泉法で定めておらず、また「温泉資源の保護に関するガイドライン（改訂）」や「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」においても記載しておりません。	温泉法第4条第1項	対応	都道府県の掘削許可等は自治事務であり、地域の地質の構造、泉脈の状態又は周辺での温泉の開発状況等に応じて都道府県が判断しております。ご提案を踏まえ、地熱開発の生産井で行われる大深度の傾斜掘削に対する離隔距離規制や本数制限等について、科学的な知見を踏まえて考え方を示すこととし、都道府県等の意見聴取、実態把握、有識者による検討を経て、9月末を目処に方向性について結論を得て、「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」に反映します。
7	①	地熱発電拡大に向けた自然公園法に係る要望（容認基準及び審査要件の明確化）	地熱開発は、特別地域等の国立・国定公園の自然環境保全上重要な地域及び公園利用者への影響が大きな地域では原則として認めないことになっているが、風致景観へ配慮した設計や敷地造成を行うケースについては容認すべき。また、「環境配慮の対策を講じる場合には容認する」など、記載についても前向きな記載に見直すべき。加えて、容認する際の基準及び審査要件（容認する考え方や工夫等）を明確化すべき。	地熱開発は、特別地域等の国立・国定公園の自然環境保全上重要な地域及び公園利用者への影響が大きな地域では原則として認めないことになっているが、例えば、ログハウス風の建屋とするなど景観対策を行うことで、公園内の一つのシンボル・ランドマーク（公園と自然エネルギーの調和）として扱うことも可能と考えられるため、風致景観へ配慮した設計や敷地造成を行うケースについては2050年のカーボンニュートラル達成のため積極的に容認すべき。また、容認する際の基準及び審査要件（容認する考え方や工夫等）が不明瞭なため、明確化すべき。	環境省	特別地域内での土石の採取や工作物の新築等については、特別保護地区等で行われるものでないこと、主要な展望地から展望する場合の妨げにならないこと等、自然公園法施行規則第11条において規制行為ごとに許可基準を定めているほか、各国立・国定公園の管理運営計画において色彩や形状について定めています。また、我が国の自然環境保全制度の根幹をなす国立・国定公園における地熱開発の取扱いについては、自然環境や景観の保全に配慮しつつ、再生可能エネルギーである地熱発電の導入を推進する観点から、平成27年に地熱開発関係者や専門家等からなる「国立・国定公園内の地熱開発に係る優良事例形成の円滑化に関する検討会」を開催し議論しました。その結果、平成27年に局長通知「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」を发出し、左記のとおり大幅な規制緩和を行いました。さらにその議論をもとに、優良事例の形成を円滑に進めるための考え方や、地熱開発と自然環境との調和を図る上での課題等に係る具体的な考え方や、通知の解説としてとりまとめて公表しており、ご提案のあった建屋の外観デザインについても、環境配慮例として掲載しています。	自然公園法第20条等 平成27年10月2日 環境省自然環境局長通知(国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて)	対応	「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」は、自然環境と調和した地熱開発のより一層の促進を図るための考え等を整理したものであり、原則として認めない対象は「自然環境保全上重要な地域及び公園利用者への影響が大きな地域」に限っているため、国立・国定公園全体で原則として認めていないことは明記されていません。また、実際に国立公園で47件、国定公園で15件の案件が進行中です。そのため、当該通知の内容を変える必要はないと考えていますが、「自然環境と調和した地熱開発のより一層の促進」という趣旨が伝わるよう周知してまいりたいと考えています。また、要望を踏まえ、基準及び審査要件（どのような立地や設計であれば容認するかの考え方や工夫）の明確化について、専門家等の意見を踏まえて7月末までに検討し、結果を環境省各地方環境事務所等及び都道府県宛て通知します。

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
8	①	地熱発電拡大に向けた自然公園法に係る要望（発電所の詳細計画の提出のタイミング）	発電所の詳細計画（設計を伴うような具体的なレイアウトなど）については、調査初期段階では不要とし、調査段階に応じた内容の提示とすべき。具体的な案は以下の通り。 (調査段階に応じた内容の提示案) ①出力規模、②発電所位置、③詳細レイアウト ・地表調査時点：①無し、②無し、③無し ・調査井掘削時点：①想定のみ、②想定のみ、③無し ・噴出試験後(蒸気条件等確認後)：①～③を全て提出	調査の初期段階である地表調査、調査井掘削時点では、情報が不足しており、設計を伴うような具体的な詳細レイアウトを求められても提出が困難なため、調査段階に応じた内容の提示とすべき。	環境省	自然環境局長通知「国立公園の許可、届出等の取扱要領」第10（関連した諸行為の取扱い）により、地質調査ボーリングとダム等の建設等、国立公園において一定の計画に基づいて行う関連した諸行為については、あらかじめ当該計画の概要を当初の許可申請書に添付させ、計画全体につきその適否を判定することとされています。 しかし、地熱開発については、地熱資源が地下資源であり調査の進展に伴って情報量や確実性が高まっていくとの特性があることから、平成27年に局長通知「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」に基づき、事前準備、地表調査、掘削調査、噴気試験等の地熱開発に係る段階ごとに、施設設置計画や優良事例としての取組の実施状況等について確認するとともに、次の段階における取組等について事業者から聴取する等して、次の段階に進むことの可否について判断するものとしています。	自然公園法第20条等 平成27年10月2日 環境省自然環境局長通知(国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて)	対応	第2回再エネ関連規制等要望を踏まえ、地表調査段階における詳細レイアウト等は不要と整理し、その旨を令和3年3月30日に環境省各地方事務所及び都道府県に通知済みです。 これに加えて、調査井掘削の申請時点における詳細レイアウトについても不要と整理することとし、その旨を環境省各地方環境事務所等及び都道府県に速やかに通知します。
9	①	地熱発電拡大に向けた再エネ特措法に係る要望（FIT運転開始期限）	積雪により年間の工事可能期間が短くなる豪雪地帯においては、認定時において、運転開始期限の延長や調達期間の短縮免除などの対応をすべき。 また、発電事業者の責によらない運転開始期限の超過（豪雪等の自然条件含む）については、当該事象発生後において、運転開始期限の延長や調達期間の短縮免除など柔軟な対応をすべき。 なお、新制度（FIP）においては、事業者の予見性を担保するため、施行規則に上記を明示すべき。	豪雪地帯において国有林内で地熱開発を行う場合、最大限の努力を行ったとしても工事期間が4年を超えるケースが存在する。また、超過の理由が発電事業者の責によらない場合（例えば、系統連系工事の遅延、豪雪等の自然条件、地震・豪雨等の自然災害など）であっても救済措置はなく、再エネ開発の足かせとなっている。今後開発が期待される東北・北海道地方の地熱ポテンシャルが高い地域では、豪雪地帯が多いため、再エネ開発促進のためにも柔軟な対応を検討すべき。	経済産業省	再生可能エネルギー発電設備の種類ごとに、認定日から起算した告示で定める期間を経過する日として「運転開始期限日」を規定しています。地熱発電設備については、認定日から4年とし、認定の申請の際、環境影響評価法に基づく環境影響評価を行っていた場合は、認定日から8年としています。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件	事実誤認/検討を予定	再エネ特措法は、再エネの導入を促すことを目的として、発電事業者について、FITによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に、支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。また、FIT制度は国民の負担のもとに成り立つ制度であり、国民の理解を得ることが重要です。そのため、再エネの最大限の導入と国民負担の抑制との両立を図る観点から、認定時点で決定するFIT価格の適時性を保ちつつ、円滑に事業を実施してもらうため、運転開始の期限を設定しています。設定に当たり、過去の実績に基づき必要な諸手続の期間や環境影響評価に要する期間を考慮し十分な猶予を加えた期間としています。現状、多くの案件が期限内に運転開始に至っていること認識していますが、今後、実態も踏まえつつ、必要に応じて見直しを検討いたします。なお、FIP制度についても考え方は同様です。
10	①	地熱発電拡大に向けた系統接続に係る要望（系統整備、系統枠の早期確保）	特に、北海道・東北・九州において、地熱ポテンシャルをふまえた「プッシュ型」整備を実施すべき。 また、一定基準を満たす案件は、設備容量が確定しない段階でも系統枠の確保（仮押さえ）を認めるべき。	地熱開発では、未開発資源の賦存状況から、既存の系統から大きく離れた立地とならざるを得ず、系統枠確保の期間も長期化および費用増大化する傾向にある。そのため、他電源と系統枠を争う現制度において、系統枠を確保できない事業が続出しており、資源があっても事業化できない状況にあることから、地熱ポテンシャルを最大限活用するため、「プッシュ型」の系統整備を行い、一定基準を満たす案件は、設備容量が確定しない段階でも系統枠の確保（仮押さえ）を認めるべき。 例えば、JOGMEC助成時に認められた目標出力での系統枠確保を可能とし、開発進捗に応じた変更を認めるなどが考えられるのではないか。また、この際、変更に伴う接続契約の再締結やFIT事業計画認定手続きに関して、手戻りが生じない取扱いとすべき。	経済産業省	現在、2021年春の策定を目指し、電力広域的運営推進機関においてプッシュ型で系統を増強するマスタープランの1次案の検討が行われています。また、系統へのアクセスについては、空き容量の確保を行わないノンファーム型接続を2021年1月から、全国の空き容量の無い基幹系統に適用を開始しました。	電気事業法	検討に着手	マスタープランの検討においては再エネの導入拡大に資するよう電源ポテンシャルを見込み、プッシュ型の系統増強を行う必要があると考えております。今後、地熱発電のようにさらなる導入拡大が必要な電源ポテンシャルについて精査し、プッシュ型の系統増強を進めていく必要があり、まずは2021年春にマスタープランの1次案を取りまとめます。 系統アクセスにおいては、ノンファーム型接続を全国の空き容量の無い基幹系統に2021年1月に適用を開始しました。ノンファーム型接続が導入されれば、系統容量の確保が不要となるため、系統への連系を前提とした調査・開発が可能になると考えています。基幹系統より下り電圧であるローカル系統等へのノンファーム型接続については、運用に必要な技術開発が途上ですが、2024年に終了を予定しているNEDO実証の一環として、東京電力PGエリアの一部ローカル系統にて試行的に受付を開始（特別高圧・高圧：2021年4月、低圧：2021年5月）します。なお、ローカル系統では、平滑化効果の弱さ等から、再エネの出力制御量が大きくなることが課題となっています。このため、増強計画策定の規律や再エネを調整電源化していく取組(バランスメカニズム)と一体的に検討を進めることとし、2024年を予定しているNEDO実証終了の後に、ローカル系統においてもノンファーム型接続の全国展開を予定しています。
11	①	地熱発電拡大に向けた系統接続に係る要望（系統関連費用に対する公的支援）	莫大な送電線の整備費用に対する公的負担または公的ファイナンスを実施すべき。例えば、系統関連費用について、一定の基準を満たす事業に対して、国等が補助・貸付・保証等を行い、必要に応じて、運転開始以降に事業者が返済するなどが考えられるのではないか。	地熱開発では、未開発資源の賦存状況から、既存の系統から大きく離れた立地とならざるを得ず、発電所から既存系統までの、いわゆる電源線に係る費用負担が極めて大きく、事業化のハードルを上げている。	経済産業省	JOGMEC（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構）において、地熱発電所の設置等に要する費用の債務保証を行っています。この債務保証では、系統関連費用も対象としています。	-	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。

第6回要望と回答 ③市場制約 ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1	③	再生可能エネルギー・DERと従来型電源との公平な競争環境を整備する	商用VPPサービスの市場開放日を前倒しするとともに、一般送配電事業者とJEPXがVPPを他のエネルギー供給と「同等の条件」で扱うよう義務付ける。	再生可能エネルギーと、バーチャルパワープラント（VPP）によって制御されるDERが、再生不可能な資源（化石燃料など）と対等な条件で競争できる環境を整備することで、日本政府は、化石燃料から代替エネルギー源への切替えを加速できるとともに、2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロに向けた技術投資を、補助金ではなく市場原理に基づいて促進できる。これを達成するためには、このような措置が求められる。	経済産業省	低圧の分散型エネルギーリソース（DER）について、VPP技術等を通じ、小売電気事業者の供給力確保やDR等に活用することは可能です。これらにおけるVPPの活用に向け、取引ルール等を定めたエネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドラインを制定しております。	エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン	対応	「制度の現状」に記載の通り、卸電力取引市場並びに一般送配電事業者に関連する各市場等において、VPPは参入可能であり、他の電源等と公平に競争できる環境が整備されております。2022年度からは、VPPのDERが生み出す電力を束ねる事業者、いわゆるアグリゲーターについて、ライセンス（特定卸供給事業者）が創設されることから、各市場においても、それらの運用状況等を踏まえた上で、アグリゲーターの活躍機会の拡大について検討してまいります。
2	③	再生可能エネルギー・DERと従来型電源との公平な競争環境を整備する	家庭用蓄電池システム、家庭用ヒートポンプシステム「エコキュート」、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム「エネファーム」などの低圧のDERを商用VPPで利用できるようにする。	再生可能エネルギーと、バーチャルパワープラント（VPP）によって制御されるDERが、再生不可能な資源（化石燃料など）と対等な条件で競争できる環境を整備することで、日本政府は、化石燃料から代替エネルギー源への切替えを加速できるとともに、2051年までの温室効果ガス排出実質ゼロに向けた技術投資を、補助金ではなく市場原理に基づいて促進できる。これを達成するためには、このような措置が求められる。	経済産業省	分散型エネルギーリソースを電力系統と電力のやりとりをするために接続する場合（連系）、高信頼度の電源供給網を維持するため、電力会社との協議が求められます。連系を行うためには系統連系技術要件ガイドラインやガイドラインの内容を具体化した系統連系規程をもとに、各一般送配電事業者が定める系統連系技術要件を満たす必要があり、要件を充足しているかは、一般送配電事業者との協議で確認されます。ただし、接続する機器が系統連系規程に適合していることが一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の認証であらかじめ確認されている場合には、一般送配電事業者との間で行われる確認作業が簡素化されます（JET認証）。DERのコストについては、例えば定置用蓄電池システム普及拡大検討会（資源エネルギー庁）において目標価格の設定等や、実証事業等を通じたDER導入支援を図っております。	-	対応	「制度の現状」に記載の通り、低圧のDERについてもVPPを通じて供給力や予備力として活用することは可能となっております。2022年度からは、VPPのDERが生み出す電力を束ねる事業者、いわゆるアグリゲーターについて、ライセンス（特定卸供給事業者）が創設されることから、今後開設される市場（容量市場、需給調整市場）においても、それらの運用状況等を踏まえた上で、アグリゲーターの活躍機会の拡大について検討してまいります。
3	③	市場支配的な大手電力会社の発販分離を加速させる。	圧倒的な市場支配力を持つ事業者の監視を強化する	-	経済産業省	旧一般電気事業者各社（発販分離会社、発販一体会社の双方を含む）は、社内外・グループ内外との取引条件を経済合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行うこと等のコミットメントを行っており、2021年度からは各社においてコミットメントを確実に実施するための具体的方策が運用開始予定です。また、旧一般電気事業者が内外無差別な卸売を行うこと等のコミットメントの実効性を確保するため、対応状況の確認・公表を予定しています。	電気事業法	検討に着手	内外無差別な電力卸売のコミットメントについては今後対応状況を確認・公表する予定ですが、さらなる実効性の確保に向けた対応については引き続き検討してまいります。 なお、今冬の価格高騰については、電力・ガス取引監視等委員会において、旧一般電気事業者9社及びJERAに対する報告徴収の実施や公開の場でのヒアリングを含め精緻な検証を行っております。この検証の情報は電力・ガス取引監視等委員会のウェブサイトでも公開しております。 https://www.emsc.meti.go.jp/info/business/ds_curve/index.html
4	③	圧倒的な市場支配力を持つ事業者の監視を強化する	大手電力会社の発電部門を含むすべての市場参加者に対して、相対取引の価格設定について透明性のある適時の情報開示を行うことを義務付ける。	-	経済産業省	相対取引の価格等の契約条件についての開示義務はありません。	-	対応不可	各事業者の相対契約の価格設定の情報を開示することは、事業者間の協調行動やカルテル等につながる可能性もあり競争上不適切と考えられ、価格をはじめとした民間事業者間の相対契約の契約条件を開示させる法的根拠を導入することは困難です。 また、内外無差別な電力卸売のコミットメントについては今後対応状況を確認・公表する予定ですが、さらなる実効性の確保に向けた対応については引き続き検討してまいります。
5	③	圧倒的な市場支配力を持つ事業者の監視を強化する	大手電力会社の発電部門がスポット市場を介して電力を販売することを義務付ける割合を20%から40%以上に引き上げ、定期的に上方修正する。	-	経済産業省	旧一般電気事業者の自主的な取組みとして、クロスビディングにより、社内取引の一部が市場を介して実施されており、取引割合については、各社から「販売電力量の20%～30%」程度が宣言されています。加えて、旧一般電気事業者は余剰電力の全量市場供出の取組みを実施しており、これらについては、四半期のモニタリングレポートにおいて、実施状況を電力・ガス取引監視等委員会が定期的にモニタリングしているほか、「適正な電力取引についての指針」において相場操縦行為などを規制しており、出し惜しみ等の相場操縦行為については電気事業法上の業務改善命令や業務改善勧告の対象となり得ます。	電気事業法	検討に着手	旧一般電気事業者の発電部門よりスポット市場に売り入れを行うべきことは、令和3年3月の制度設計専門会合でも論点を提起し議論を開始しており、今後引き続き検討する予定です。自主的な取組みとして行われているクロスビディング及び余剰電力の全量供出については、電力・ガス取引監視等委員会において引き続き出し惜しみ等の相場操縦の観点を含め監視・モニタリングを行ってまいります。 なお、今冬の価格高騰については、電力・ガス取引監視等委員会において、旧一般電気事業者9社及びJERAに対する報告徴収の実施や公開の場でのヒアリングを含め精緻な検証を行っております。この検証の情報は電力・ガス取引監視等委員会のウェブサイトでも公開しております。 https://www.emsc.meti.go.jp/info/business/ds_curve/index.html
6	③	圧倒的な市場支配力を持つ事業者の監視を強化する	公正で一貫性・透明性のある電力供給を確保するために、大手電力会社の発電部門が市場に売り入れを行う際のトリガー、タイミング、その他の条件を明確に義務化する。	-	経済産業省	旧一般電気事業者は、自主的な取組みとして余剰電力の全量の限界費用ベースでの市場供出を行っています。また、「適正な電力取引についての指針」において相場操縦行為などを規制しており、出し惜しみ等の相場操縦行為が認められる場合には、電気事業法上の業務改善命令や業務改善勧告の対象となり得ます。	電気事業法	現行制度下で対応可能	旧一般電気事業者は既に自主的な取組みとして限界費用ベースでの全量市場供出を行っており、電力・ガス取引監視等委員会はこれを監視しています。 なお、今冬の価格高騰については、電力・ガス取引監視等委員会において、旧一般電気事業者9社及びJERAに対する報告徴収の実施や公開の場でのヒアリングを含め精緻な検証を行っております。この検証の情報は電力・ガス取引監視等委員会のウェブサイトでも公開しております。 https://www.emsc.meti.go.jp/info/business/ds_curve/index.html
7	③	新電力の公正な扱いと存続性を確保するための具体的な行動を検討する	今回の市場価格の高騰期間において大手電力会社が取った行動を調査し、その行動が競争を規制する法令を遵守したものであり、かつ効率的な市場を確保する上で齟齬がなかったかを慎重に見極める。電力市場の競争規制におけるグローバル・ベストプラクティスとの合致を図るためには、特に売り惜しみや価格吊り上げにつながる行動について分析し、反競争的な意図や影響あるいは商品市場の価格操作がなかったかを精査する必要があるだろう。そのような形跡が見つかった場合には、法令に基づく制裁措置を科すことに加え、他の市場参加者に、取引上の不正な偶発的利得を回収・再分配するために民事上の損害賠償を請求する権利を認めるべきである。	-	経済産業省	「適正な電力取引についての指針」において相場操縦行為などを規制しており、出し惜しみ等の相場操縦行為が認められる場合には、電気事業法上の業務改善命令や業務改善勧告の対象となり得ます。	電気事業法	対応	出し惜しみ等の相場操縦行為が行われていないかについては、電力・ガス取引監視等委員会において監視を行っています。今冬（令和2年12月から令和3年1月）の市場価格の高騰期間については、旧一般電気事業者9社及びJERAに対する報告徴収の実施や公開の場でのヒアリングを含め精緻な検証を行っており、これらの事業者の取引に関して、相場を変動させることを目的とした売り惜しみ等の相場操縦行為は確認されませんでした。これらの検証については電力・ガス取引監視等委員会のウェブサイトでも公開しております。 https://www.emsc.meti.go.jp/info/business/ds_curve/index.html
8	③	新電力の公正な扱いと存続性を確保するための具体的な行動を検討する	ヘッジ期間全体を通じた卸売市場への新電力の参加を増やす。また、今回の価格高騰で不透明な発電状況や規制・監督によって影響を受けた小売業者に補償するための是正措置を検討する。これによって発電事業者がJEPXにおいて合理的なコストベースで入札することを図る。	-	経済産業省	電力・ガス取引監視等委員会の監視の下、旧一般電気事業者の自主的な取組として、余剰電力の限界費用ベースでの全量市場供出が既に行われています。 なお、現在、小売電気事業者の登録数は713者（2021年3月時点）であり、これらの事業者の中には、市場価格の高騰リスクに予め備えるため、自ら電源を保有し、又は相対契約により、卸電力市場からの調達に依存しない供給力を自ら確保したり、先物市場などを活用して予め価格のヘッジをする者がいる一方、卸電力市場からの調達比率が高い者もいます。	-	事実認識	制度の現状欄に記載の通りです。

第6回要望と回答 ⑤その他 ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1	⑤	金融市場の可能性を引き出す	適切に規制を見直すとともに、慎重な融資の監督方針を修正して、カウンターパーティリスクに対する十分な信用力を確保する（小売事業者がグローバルバンクや日本の地方銀行との清算口座を開設できるようにして信用緩和を図る）。	世界の電力市場を見ても、エネルギー取引は健全で活気のある電力小売業界の核をなす部分である。しかし日本ではリスクヘッジのオプションが限られている上、卸売市場の流動性が極めて低いため、電力小売事業者の存続自体が危ぶまれるだけでなく、電力小売業界への長期的な投資や競争の魅力も損なわれかねない状況となっている。ACCJは、供給ポジションのリスクヘッジを目的として電力卸売市場の流動性を効果的に高めるために、日本の電力先物市場に関する政策の見直しと改正を要望する。	経済産業省	商品先物取引法では、電力先物を含めた商品先物取引におけるカウンターパーティリスクを低減するため、商品取引清算機関の制度を設けております。商品先物取引法第174条において、商品取引清算機関は、業務方法書で定めるところにより、商品取引清算機関の行う商品取引債務引受業の相手方となる資格を清算参加者として与えることができるとしています。他方で、商品先物取引法第175条において、商品取引清算機関が業務方法書に清算参加者の純資産額を含めた要件を定めるとしているもの、商品取引清算機関の清算参加者として銀行を排除する規制はなく、また、清算参加者に取引を委託する顧客についても小売電気事業者を含めて特に制限する規制はありません。	商品先物取引法第174条、第175条	事実認識	制度の現状欄に記載のとおりです。
2	⑤	金融市場の可能性を引き出す	規制の枠組みを見直して発電事業者（特に大手電力会社）が限界費用でJEPXに電力を供給するようインセンティブを与え、その調達価格と販売価格をヘッジする。	世界の電力市場を見ても、エネルギー取引は健全で活気のある電力小売業界の核をなす部分である。しかし日本ではリスクヘッジのオプションが限られている上、卸売市場の流動性が極めて低いため、電力小売事業者の存続自体が危ぶまれるだけでなく、電力小売業界への長期的な投資や競争の魅力も損なわれかねない状況となっている。ACCJは、供給ポジションのリスクヘッジを目的として電力卸売市場の流動性を効果的に高めるために、日本の電力先物市場に関する政策の見直しと改正を要望する。	経済産業省	旧一般電気事業者は、自主的取組みとして余剰電力の全量の限界費用ベースでの市場供出を行っています。また、「適正な電力取引についての指針」において相場操縦行為などを規制しており、出し惜しみ等の相場操縦行為が認められる場合には、電気事業法上の業務改善命令や業務改善勧告の対象となります。	電気事業法	対応	制度設計専門会合において、「適正な電力取引についての指針」の相場操縦の考え方につき、限界費用での余剰全量市場供出を行っている場合には相場操縦に当たらないという考え方を整理するのと併せて、旧一般電気事業者の限界費用ベースでの余剰全量市場供出の自主的取組みが適切に実施されている場合には相場操縦に当たらないことを整理しており、この対応によりスポット市場における流動性の点も対応されています。
3	⑤	金融市場の可能性を引き出す	「燃料調整価格」モデルを廃止し、適切な電力価格を反映したスポット市場を形成する。	世界の電力市場を見ても、エネルギー取引は健全で活気のある電力小売業界の核をなす部分である。しかし日本ではリスクヘッジのオプションが限られている上、卸売市場の流動性が極めて低いため、電力小売事業者の存続自体が危ぶまれるだけでなく、電力小売業界への長期的な投資や競争の魅力も損なわれかねない状況となっている。ACCJは、供給ポジションのリスクヘッジを目的として電力卸売市場の流動性を効果的に高めるために、日本の電力先物市場に関する政策の見直しと改正を要望する。	経済産業省	燃料費調整制度は、平成28年4月以降は、旧一般電気事業者の小売部門（みなし小売電気事業者）の特定小売供給約款における契約種別ごとの料金に適用することとなっています。	みなし小売事業者特定小売供給約款料金算定規則	事実認識	制度の現状欄に記載の通りです。
4	⑤	再生可能エネルギー・DERと従来型電源との公平な競争環境を整備する	JET認証取得のような、グローバル・ベストプラクティスと合致せず正当な規制目標を直接的に促進しない不透明な参入障壁や要件を排除し、海外の供給者が日本市場参入に必要な承認を迅速に受けられるようにする。また、コストをグリッドパリティのレベル以下に引き下げ、DER導入の加速を促進する。	再生可能エネルギーと、パナチアルパワープラント（VPP）によって制御されるDERが、再生不可能な資源（化石燃料など）と対等な条件で競争できる環境を整備することで、日本政府は、化石燃料から代替エネルギー源への切替えを加速できるとともに、2052年までの温室効果ガス排出実質ゼロに向けた技術投資を、補助金ではなく市場原理に基づいて促進できる。これを達成するためには、このような措置が求められる。	経済産業省	DER（分散型エネルギーリソース）の導入について、資源エネルギー庁の実証事業や検討会等を通じて普及拡大に向けた支援や課題整理等を行っているところです。	-	対応	定置用蓄電システムについては、JET認証において、電力変換装置の安全規格における国際標準の採用、対象機種種の拡大（従来の10kWから2MWへ拡大）、英語対応へのサービス拡充を実施する等、導入時に必要となる連系協議の円滑化を図る対応をしたところです。コスト低減については、例えば家庭用蓄電池では、導入に対する経済性が成り立つシステム価格（2030年までに7万円/kWh）の目標を設定し、その下でDERの導入支援等を行ってまいります。
5	⑤	新電力の公正な扱いと存続性を確保するための具体的な行動を検討する	今回の異常事態において一般送配電事業者が買取価格を上回る売電価格でFIT電気を販売したことによって生じた想定外の利得について調査する。FIT制度によって毎月の電気料金の一部として再生可能エネルギー発電促進賦課金を負担している消費者に、そのような利得を還元することを検討する。FIT電気の販売が一般送配電事業者の利益源になるべきではない。	-	経済産業省	現行制度においては、FIT電気について、回避可能費用が市場価格連動となっている場合に、買取価格を市場価格が上回ることにより、1カ月の通算で買取りに伴う収支余剰が生じた場合に、国民に還元させる規定となっていません。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則	対応	この冬の市場価格高騰により一般送配電事業者が生じた収支余剰の取扱いについては、2月16日の経産省審議会において、緊急対応として、収支余剰相当額を賦課金の軽減に充て、国民に還元する仕組みとする方向で制度整備を進めることが合意されました。これを踏まえ、現在、改正省令案のパブリックコメントを実施中です。
6	⑤	-	グローバル・ベストプラクティスに合致した公平な競争環境を整備する上で、今般の卸売市場の異常事態は電力業界の大幅な規制改革が急務であることを示す「警鐘」であると考え。リスク軽減のための十分な仕組みや規制がない現状では、全てではないにせよ多くの小売部門プレーヤーが電気事業の優先度の見直しを行っている。中には電気事業からの撤退を検討している企業もある。この状況については、第四回「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」で河野太郎規制改革担当大臣も「制度の不備で新規参入者の撤退が続けば電力自由化は後退しかねない」と言及している。このことは、供給者や技術革新企業などの関連部門にも大きな影響を与え、市場への投資やサービスの提供を躊躇させる可能性がある。健全で競争力のある環境の整備を阻害することは、社会全体に波及的な影響を及ぼし、消費者の負担する電気料金の上昇を引き起こすことは間違いない。こうした状況を踏まえ、ACCJは日本政府に対し、現在の規制の見直しや新たな規制の制定を行い、(1)卸売市場の流動性を促進・刺激し、(2)DERおよびさらなる再生可能エネルギーの導入を加速させ、(3)市場支配的な大手電力会社の監督を強化するよう要望する。ACCJは、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするという政府目標を支持し高く評価している。透明で公正な卸電力市場の基盤を構築することは、この偉大な目標を達成するための重要な一歩であると考え。	-	経済産業省	流動性の促進及び支配的な事業者の監視については、旧一般電気事業者が自主的取組みとして余剰電力の全量の市場供出を行っており、それも含めて「適正な電力取引についての指針」に基づく相場操縦行為の監視が行われています。また、将来の再生可能エネルギーの更なる導入に向けて、2020年6月に、第201回通常国会において、FIP制度の導入や、系統増強費用への賦課金投入、太陽光発電設備の廃棄等費用の積立を担保する制度の導入等の再生特措法の改正を含む「エネルギー供給強靱化法」が成立したことを踏まえ、2020年7月から①競争力ある再生産業界への進化、②再生を支える社会インフラの整備、③再生と共生する地域社会の構築に向けた検討を進めています。	電気事業法 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	検討/着手/対応	市場の流動性については、スポット市場における旧一般電気事業者の余剰全量市場供出の自主的取組みの在り方に加え、先渡市場についても事業者への実態調査を通じて、政策的な取組みの検討を行っていく予定で対応する。また、出し惜しみ等の相場操縦行為については電力・ガス取引監視等委員会において引き続き監視を行ってまいります。再生可能エネルギーの導入拡大については、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、引き続き、現行制度の運用も含めて、再生可能エネルギーの導入に向けた検討を進めてまいります。DERの拡大については、引き続き、実証等を通じてDERの普及拡大を支援してまいります。また、2022年度からは、VPPのDERが生み出す電力を束ねる事業者、いわゆるアグリゲーターについて、ライセンス（特定卸供給事業者）が創設されることから、今後開設される市場（需給調整市場等）におけるDERの活用や、FIP制度の下での再生導入拡大に向けて、DERを扱うアグリゲーターの活躍機会の拡大ができるよう検討してまいります。

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
7	⑤	事業者変更に伴うFIT認定変更手続きの国有林野管理審議会承認後の運用	国有林の使用許可前において、事業者変更に伴うFIT認定変更手続きについては、利活用要望書を提出した後、国有林野管理審議会承認を得たことで、土地使用権原書面を取得したものとみなし、FIT認定の変更認定がなされる運用に変更願いたい。	例えば、親会社でFIT認定を取得後、子会社である発電事業会社を設立し事業を譲渡したものの、環境アセスメント手続きを含め開発期間が長期化し、資金調達に支障が出ている事例がある。その解決策として発電事業会社の株主募集があるが、候補先からはFIT認定の変更手続きを条件とされるケースが多い。	経済産業省,農林水産省	<p>【経済産業省】再生エネ特措法施行規則第5条第2号、第5条第2号の2及び第5条の2第2号の規定による、再生可能エネルギー発電事業計画の設備設置場所の使用権原書類については、2017年7月14日付け公表文書（2020年7月22日改訂）において整理しています。</p> <p>【農林水産省】再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請に係る国有林野の貸付け又は使用手続に係る証明について（平成29年4月25日付け28林国業第161号林野庁業務課長通知）により、再生可能エネルギー発電事業計画の設備設置場所の使用権原書類を代替する書類として使用できる「再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請に係る証明書」を交付できることとしています。</p> <p>また、令和2年度に資源エネルギー庁より本要望の相談があり検討した結果、国有林の使用許可前に事業者変更を行う場合も証明書を交付できるよう、令和3年3月30日に本通知を改正しています。</p>	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	現行制度下で対応可能	<p>【経済産業省】再生エネ特措法は、再生エネの導入を促すことを目的として、電気事業者による再生可能エネルギー電気の買取りなどの義務を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、FITによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。</p> <p>FIT制度では、事業者変更に係る変更認定申請が可能であり、円滑かつ確実な事業実施を確認する観点から、事業者変更に伴って土地の権原も譲渡されていることを確認しております。その際、国有林野を活用する案件では、申請時点で貸付契約書類ではなく、国有林野の貸付手続の開始を証する書類をもって一旦条件付認定を行い、3年の期限を設け、厳格な土地権原書類を求める場合があります。この条件付認定の条件解除前（貸付契約前）に事業者変更が行われた場合においては、変更認定申請者である譲渡者が国有林野の貸付手続の開始を証する書類を提出することによって、期限までの残り期間を継承して条件付認定を受けることが可能です。</p> <p>【農林水産省】制度の現状に記載のとおり、ご提案の内容について、国有林野の使用許可前に事業者変更を行う場合においては、「再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請に係る証明書」を発行可能としております。</p>
8	⑤	FIT事業計画認定の承継に伴う国有林使用許可の承継	国有林使用許可の取得後、FIT認定を譲渡する場合、FIT認定の承継には国有林使用許可が必要である一方、国有林野使用許可の承継にはFIT認定が必要であることから、事業の譲渡が円滑に進むよう調整して手続を変更して頂きたい。	国有林野の使用許可を受けて事業を実施する場合、発電事業者が事業を第三者に譲渡し（発電事業者に対する担保権の実行、ステップ・イン権利の行使により金融機関が主導して当該譲渡を行う場合を含む。なお、金融機関からは当該譲渡を可能とすることが求められるのが通例。）、それに伴い国有林野使用許可を第三者に承継しようとする場合、当該第三者が再生エネ特措法に基づくFIT認定を有していることを国有林野使用許可の承継の条件とする運用がなされている。他方、風力発電事業者が国に対して事業者名の変更認定申請を行う場合、当該申請書には、添付書類として「土地の取得を証する書類等」の添付が要求されている。この場合、上記国有林野使用許可の承継に係る運用に従うと、発電事業者は変更認定申請を行う時点において、国有林野の使用権原を証する書類を提出することは困難であり、このような鶏・卵の関係が、本事業の第三者への譲渡が事実上制約となっている。	経済産業省,農林水産省	<p>【経済産業省】再生エネ特措法施行規則第5条第2号、第5条第2号の2及び第5条の2第2号の規定による、再生可能エネルギー発電事業計画の設備設置場所の使用権原書類については、2017年7月14日付け公表文書（2020年7月22日改訂）において整理しています。</p> <p>【農林水産省】国有林野の貸付け等については、国有財産の適正な管理の観点から、国有林野の適正な活用及び原状回復がなされるよう、国有林野の管理処分事務運営について（昭和42年4月18日付け42林野政第738号 林野庁長官通知）において、「申請人が自ら誠実に事業の実施を行うことが確実であること」を審査基準の一つとしており、契約締結又は使用許可後に事業譲渡等することは原則として認めておらず、このことは契約書及び使用許可書にある「転貸等の禁止」に条件として明記しております。</p>	【経済産業省】電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	検討を予定	<p>【経済産業省】再生エネ特措法は、再生エネの導入を促すことを目的として、電気事業者による再生可能エネルギー電気の買取りなどの義務を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、FITによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。</p> <p>FIT制度では、土地権原の確保を認定基準としており、基準を満たさない場合は認定を行わないこととしております。国有林野の使用許可を受けた事業についても同様の考えではありますが、国有林野の土地の権原書類について、FIT認定事業者でなければこれを提出できないといった状況が生じているため、事業譲渡時の代替書類について林野庁と連携して検討し、令和3年中に整理します。</p> <p>【農林水産省】制度の現状に記載のとおり、契約締結後又は使用許可後の事業譲渡等は原則として認めておりませんが、例外的に認める場合の手続について、国有林野の貸付けの制度に定めがないことから、事業譲渡等を認める条件及び手続について、資源エネルギー庁と連携して検討し、令和3年中に整理します。</p>
9	⑤	地熱発電拡大に向けた温泉法に係る要望（温泉部会への地熱専門家の参加）	温泉部会（審議）への地熱専門家の参加（JOGMECアドバイザー委員の活用・派遣等）を義務化すべき。	温泉部会に地熱専門家が参加していないことにより、地熱開発において非合理的な内規（離隔距離・地権者同意・掘削本数等）が都道府県レベルで定められており、地熱開発の障害となっているため。	環境省	温泉法においては、都道府県知事が温泉の保護等に関連のある一定の処分を行うに当たって、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならないこととしております。「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」において、「地熱開発に係る処分の適正を期すために、既存温泉への影響等を技術的・科学的見地から判断できる専門家の参画を検討することが望ましいと考えられる」としてあります。	温泉資源の保護に関するガイドライン	対応	第2回再生エネ関連規制等要望を踏まえ、地熱専門家の審議会等への参画と、地熱開発に係る要綱や内規等を策定する場合においても地熱専門家の助言を仰ぐよう技術助言を令和2年12月24日に都道府県知事に通知したところとあります。